

補 足 資 料

『介護保険法』

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が‘尊厳を保持’し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、‘要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる’とともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、‘可能な限り、その居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮’されなければならない。

第八条

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居室(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(第十一項及び第二十項において「有料老人ホーム」という。)その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居室要介護者」という。)について、その者の‘居室において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話’であって、厚生労働省(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。)又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。

『介護保険法施行規則』

第五条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事(居室要介護者(同項に規定する居室要介護者をいう。以下同じ。)が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、‘これらの者が自ら行うことが困難な家事’であって、‘居室要介護者の日常生活上必要なもの’とする。第十七条の二及び第十七条の五において同じ。)、生活等に関する相談及び助言その他の‘居室要介護者に必要な日常生活上の世話’とする。

『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』

第十三条

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の‘保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等’の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない